

# 経済産業省

20160323 商局第 1 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように制定する。

平成 28 年 3 月 30 日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第 3 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）新旧対照表

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p><b>第63条（充てん設備の許可申請）関係</b></p> <p>1.（略）</p> <p>2. 第2項において、第1号の書類は、充てん設備の図面及び規則第64条の技術上の基準についての適合状況を記した書類（仕様書、図面等を含む。）とし、第2号の図面は、車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの及び最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるものに第1種保安物件及び第2種保安物件からの距離関係を明記させたものとする。</p> <p><u>なお、充てん設備の許可と、高圧ガス保安法第5条第1項における移動式製造設備に係る製造の許可又は同法第14条第1項の変更許可を、同一の行政庁に対し同時に申請する場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一の許可申請書を除き、当該書類を添付することを要しない（ただし、書類の添付を省略した許可申請書には、添付を省略した書類の一覧表を添付すること。）。</u></p>	<p><b>第63条（充てん設備の許可申請）関係</b></p> <p>1.（略）</p> <p>2. 第2項において、第1号の書類は、充てん設備の図面及び規則第64条の技術上の基準についての適合状況を記した書類（仕様書、図面等を含む。）とし、第2号の図面は、車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの及び最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるものに第1種保安物件及び第2種保安物件からの距離関係を明記させたものとする。</p>